第三十条第三項	前二項の業務	前二項の業務又は東日本大震災法律援助事業
	契約弁護士等	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等
第三十一条	業務は	業務並びに東日本大震災法律援助事業は
第三十二条第一項	前条	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前条
	各業務	各業務並びに東日本大震災法律援助事業
第三十二条第二項	前項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前項
	前条	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前条
第三十二条第五項	業務	業務及び東日本大震災法律援助事業
第三十三条第一項	契約弁護士等	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等
	又は第二項の業務	若しくは第二項の業務又は東日本大震災法律援助事業
第三十三条第二項	及び契約弁護士等	並びに契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
	前項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前項
	契約弁護士等の	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等の
第三十五条第一項	業務	業務及び東日本大震災法律援助事業
	契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
	契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第三十五条第二項	契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第四十六条第一項	以外の業務	以外の業務並びに東日本大震災法律援助事業
第四十六条第三項及び第四項	第一項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第一項
第四十六条第五項	前各項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第一項、第二項及び同条の規定により読み替えて適用する前二項
第四十八条の表第三条第三項の項	個別法	及び個別法
	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号。以下「震災特例法」という。）
第四十八条の表第五十条の項	及び総合法律支援法	、総合法律支援法（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び震災特例法
第四十八条の表第六十四条第一項の項	総合法律支援法	総合法律支援法及び震災特例法
第四十八条の表第六十五条第一項の項	総合法律支援法	総合法律支援法、震災特例法
第四十九条第一号	又は	、震災特例法第四条第一項若しくは第二項又は
第四十九条第三号	第四十六条第一項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項
第五十四条第一号	この法律	この法律（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、震災特例法
第五十四条第四号	業務以外	業務及び東日本大震災法律援助事業以外

（法務省令への委任）

第六条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条　支援センターは、この法律の施行の日前においても、東日本大震災法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

（この法律の失効）

第三条　この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2　この法律の失効前に支援センターが東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　この法律の失効前に第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、同条第二項及び第三項並びに第五条（同条の表第十九条第二項第二号の項、第四十九条第一号の項及び第五十四条第一号の項に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5　前三項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣　小川　敏夫

内閣総理大臣　野田　佳彦